

令和6年6月20日
第二委員会室

北区消防団運営委員会（第2回）

次 第

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 議事
 - (1) 会議の公開等について
 - (2) 諮問事項について
「変化する社会情勢に適応し特別区消防団の組織力を向上させ住民の負託に
え続ける方策はいかにあるべきか」
- 5 閉会

- 資料1 委員名簿
資料2 座席表
資料3-1 北区消防団運営委員会傍聴規程
資料3-2 付属機関等の会議の公開基準について
資料4-1 第1回の審議のまとめ
資料4-2 北区消防団運営委員会答申書（案）
資料4-3 王子消防団の事例（提供資料）

区消防団運営委員会委員名簿

(令和 6 年 6 月 1 日時点)

職 名	氏 名	職 務 名	備 考
委員長	やまだ ^{かなこ} 加奈子	区 長	第 1・2 回
委 員	^{おおまつ} 大松 あきら	都議会議員	第 1・2 回
”	^{あだち} 安達 しんじ	区議会議員	第 2 回
”	^{かとう} 加藤 みき	区議会議員	第 2 回
”	^{かねだ} 金田 よしあき	区議会議員	第 2 回
”	^{なかだ} 仲田 みずき	区議会議員	第 2 回
”	^{ながい} 永井 ^{ともこ} 朋子	区議会議員	第 2 回
”	^{はまだ} 濱田 ^{ともあき} 知 明	区議会議員	第 2 回
”	^{くりはし} 栗 橋 ^{ひろあき} 弘 明	(一財) 王子防火防災協会代表理事	第 1・2 回
”	^{てしま} 手嶋 ^{かずお} 一 男	赤羽防火防災協会会長	第 2 回
”	^{かとう} 加藤 ^{かずのり} 和 宣	滝野川防火防災協会会長	第 1・2 回
”	^{ながいけ} 永 池 ^{まさなお} 昌 直	王子消防署長	第 1・2 回
”	^{うるま} 漆間 ^{たかひと} 誉 人	赤羽消防署長	第 2 回
”	^{むらかみ} 村 上 ^{げん} 元	滝野川消防署長	第 1・2 回
”	^{わたなべ} 渡 邊 ^{ゆういち} 雄 一	王子消防団長	第 2 回
”	^{さいとう} 齋 藤 ^{すみお} 澄 男	赤羽消防団長	第 2 回
”	^{おかの} 岡野 ^{かずや} 一 也	滝野川消防団長	第 1・2 回

※区議会議員は五十音順、その他は建制順

資料2

出入口

受付

やまだ委員長

○

赤羽消防署長
漆間 委員

○

○

都議会議員
大松 委員

赤羽消防団長
齋藤 委員

○

○

区議会議員
安達 委員

赤羽防火防災協会
手嶋 委員

○

○

区議会議員
加藤 委員

王子消防署長
永池 委員

○

○

区議会議員
金田 委員

王子消防団長
渡邊 委員

○

○

区議会議員
仲田 委員

王子防火防災協会
栗橋 委員

○

○

区議会議員
永井 委員

滝野川消防署長
村上 委員

○

○

区議会議員
濱田 委員

滝野川消防団長
岡野 委員

○

滝野川防火防災協会
加藤 委員

○

○ ○ ○ ○ ○

井美
滝野川
防課長

枝村
王子
防課長

杉浦
赤羽
防課長

宮北
島区
防災・
課長 危
機管理
課

松北
田区
室危
長機
管理
室

出入口

事務局

傍聴席

平成29年2月8日
北区消防団運営委員会決定

北区消防団運営委員会傍聴規程

(目的)

第1条 この規程は、特別区の消防団の設置等に関する条例（昭和38年東京都条例第53号）に基づき設置する北区消防団運営委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴の手続)

第2条 委員会を傍聴しようとする者は、先着順とし、係員の指示に従い入場、着席するものとする。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、会場に応じ事前に委員長が定めた人数とする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 人に危害を加え又は迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者
- (3) ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し又は携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、審議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと
- (3) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと
- (4) 携帯電話、パソコン等情報端末機器の電源を切ること
- (5) 写真撮影、録画及び録音等をしないこと

(6) 前各号に定めるもののほか、審議の秩序を乱し又は審議の妨害となるような行為をしないこと

(傍聴人の退場)

第6条 委員長は、傍聴人がこの規程に違反したときは、当該傍聴人に退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、委員長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、委員長が判断するところに従うものとする。

附属機関等の会議の公開基準について

17北総総第1419号
平成18年3月29日区長決裁

(目的)

第1条 この基準は、東京都北区情報公開条例（平成12年12月東京都北区条例第63号。以下「条例」という。）第21条に規定する情報公開の総合的な推進に関する区の責務を果たすため、区政に関する正確で分かりやすい情報を区民が迅速かつ容易に得られるよう、附属機関等の会議の公開に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象とする附属機関等)

第2条 この基準は、次に掲げる附属機関等に適用する。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき区長その他の執行機関に置かれる附属機関
- (2) 要綱等により区長その他の執行機関に置かれる附属機関に準ずる機関（区の職員のみで構成される機関を除く。）

(会議の公開)

第3条 附属機関等の会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は公開しない。

- (1) 法令、条例、規則、要綱等の規定により、会議を公開しないこととしている場合
- (2) 個人に関する情報で特定の個人を識別できるものを扱う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

(会議の非公開の決定)

第4条 附属機関等の会議の非公開の決定は、前条第1号に該当する場合を除き、原則として附属機関等の長が当該機関に諮って行う。ただし、あらかじめ会議の議題の内容が前条第2号又は第3号の非公開事由に該当することが明らかな場合は、この限りでない。

2 附属機関等が、前項の規定により、会議の非公開を決定するときは、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の周知)

第5条 附属機関等は、会議を公開する場合は、会議の名称、議題、開催日時、開催場所等について、原則として北区ニュース及びホームページで公表する

よう努めるものとする。

(会議録の作成及び公表)

第6条 附属機関等は、会議終了後速やかに会議録を作成するとともに、附属機関等の庶務を担当する課の窓口において会議の概要を閲覧に供し、特に必要と思われるものについては、当該概要を北区ニュース及びホームページで公表するものとする。

2 前項の規定により、会議録の概要を閲覧に供し、又は公表する場合は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 個人に関する情報で特定の個人を識別できるものは、閲覧に供せず、かつ、公表しないこと。

(2) 公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれのある場合は、発言者の氏名を閲覧に供せず、かつ、公表しないこと。

付 則

1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。

2 この基準は、施行の日以降に開催される附属機関等について適用する。

【諮問事項】

「変化する社会情勢に適応し、特別区消防団の組織力を向上させ住民の負託に応え続ける方策はいかにあるべきか」

課題1

地域防災の要である消防団として、社会情勢に応じて変化及び成長していくこと

検討事項1

入団し活動を継続したいと思える組織の活性化方策について

- ・ より多くの人が入団・活動しやすい組織づくり
- ・ 団員がやりがいを実感できる活動のあり方

検討事項2

多様な人の活躍を可能とする活動環境の改善方策について

- ・ 情報伝達や消防団事務における負担軽減
- ・ 災害活動における負担軽減

課題2

地域で活動力を発揮していくことで、地域住民の負託に応え続けること

検討事項1

消防力維持のための計画的な人材育成方策について

- ・ 教育体制や目標管理等の方策
- ・ 効果的な訓練のあり方

検討事項2

地域に尽力する消防団を知ってもらう方策

- ・ 消防団員の災害活動の地域活動のあり方
- ・ 地域から理解と信頼を得るための消防団の認知度向上方策

→ 団員へのアンケートを実施し、実状を把握して答申をまとめる

(案)

北区消防団運営委員会答申書

「変化する社会情勢に適応し特別区消防団の組織力を向上
させ住民の負託に応え続ける方策はいかにあるべきか」

令和 7 年 3 月 日

北区消防団運営委員会

目 次

第1章	諮問事項等	1
第1	諮問事項	1
第2	趣旨	1
第3	審議経過	1
第2章	北区内の消防団の現況	2
第3章	諮問事項を踏まえた本運営委員会における検討の方向性	3
第4章	社会情勢に適応した消防団の組織力向上の方策	3
第1	入団し、継続したいと思える組織づくりについて	3
第2	多様な人材が力を発揮できる活動環境の向上について	3
第3	計画的な人材育成について	4
第4	地域における消防団の認知度の向上について	4
第5章	おわりに	5

北区消防団運営委員会	委員名簿	7
------------	------	---

別添え1 北区消防団に対するアンケート結果

別添え2 王子消防団と町会・自治会との更なる連携強化について（依頼）

第1章 諮問事項等

本運営委員会に対して、令和5年8月16日に諮問された事項等は次のとおりである。

第1 諮問事項

「変化する社会情勢に適応し特別区消防団の組織力を向上させ住民の負託に応え続ける方策はいかにあるべきか」

第2 趣旨

特別区消防団は、地域になくなくてはならない代替性のない存在であり、地域防災力の中核として、住民の負託に応じてきたところである。

さらに、本年は、関東大震災から100年の節目の年であるなど、消防団への期待はさらに高まっており、東京の安全安心を守っていくためには地域防災力の中核である消防団が、将来にわたって更に充実し、消防団としての役割を果たしていく必要がある。

一方で、特別区においては、人口が2035年ごろに減少に転じ、2050年をピークに高齢化が進行すると予測されているほか、近年は、DXの進展によるテレワークなどの働き方の多様化や、単身世帯の増加による地域コミュニティの希薄化など、社会情勢は常に変化している。

このことから、各消防団や各区の特性なども踏まえながら、変化する社会情勢に適応し特別区消防団の組織力を向上させ住民の負託に応え続ける方策について諮問するものである。

第3 審議経過

本運営委員会は、3回の会合を開催し、諮問事項の審議を行った。

(表1参照)

表1 北区消防団運営委員会開催経過

開催年月日等	審議事項等
令和5年12月12日 第1回会合	1 会議の公開等について 2 前回の答申及び対応方針 3 今回の諮問事項 4 検討の方向性
令和6年 6月20日 第2回会合	1 団員アンケートの集計結果及び分析 2 答申案について
令和7年 月 日 第3回会合	北区消防団運営委員会答申について

第2章 北区内の消防団の現況

消防団は、王子、赤羽、滝野川の3団で構成されており、令和6年6月1日現在、北区内消防団の総団員数は512名であり、定数610名に対する充足率は約83.9%となっている。（表2参照）

表2 令和6年6月1日現在
北区消防団員人員状況について

	王子消防団		赤羽消防団		滝野川消防団	
定員	200名		200名		210名	
現在員	176名		179名		157名	
充足率	88.0%		89.5%		74.8%	
性別	男	女	男	女	男	女
構成	146名	30名	126名	51名	138名	19名
居住者	105名	25名	108名	44名	122名	18名
勤務地	41名	5名	18名	7名	7名	1名
機能別	0名	0名	4名	1名	0名	0名

第3章 諮問事項を踏まえた本運営委員会における検討の方向性

人口減少、高齢化、コミュニティの希薄化といった地域社会を大きく変質させる要素から受ける影響は、地域に根差した存在である消防団にとっては当然のごとく非常に大きいものとなる。

消防団が将来にわたり組織を維持し、活動を続けるためには、年代、性別、体力や勤務形態など多様な人にとって魅力や遣り甲斐が感じられ、参加しやすいものとならなければならない。

知事からの諮問を検討するに当たり、北区内3消防団に所属する全員を対象にインターネットを活用したアンケートを実施した。（アンケート結果は別添えのとおり。）アンケートを通じて、団員が何を動機や後押しに入団し、どのような活動に意義や充実感を覚え、いかなる困難性を抱えているのかについて明らかにした。これを基に当審議会において集中的に議論を行い、大要として次章に示す結論に達したものである。

第4章 社会情勢に適応した消防団の組織力向上の方策

第1 入団し、継続したいと思える組織づくりについて

1 やりがいの強化

入団の動機としては「地域貢献」への意欲が最上位となっている。

入団してよかったこと、実際にやりがいを感じていることについても地域貢献に該当する項目が群を抜いている。（別添えアンケート結果、設問5～8参照）

このことから、火災予防や救命に関する知識を身に付け、災害活動や訓練指導という形で地域貢献を果たし、そのなかで団員同士や地域住民

とのコミュニケーションを深めるといふ連鎖をさらに継続または強化していく必要がある。

2 活動環境の多様化への対応

団員を続けるうえで最も困難を感じていることは、「本業と両立するための時間的調整」であり、入団をためらう理由としても消防団活動に多くの時間を割くことができないことが最大の要因となっている。（別添えアンケート結果、設問9・10参照）

このことから、機能別団員をさらに拡充し、消防団内でのワークシェアリングを推進していくことで本業との両立を容易にし、より多様な方が入団、活動できる環境を形成する必要がある。

3 実戦に即した訓練の推進

消防操法を用いた訓練についてはこれまでも団員から様々な声が聞かれるところであるが、アンケートにおいても操法による技術定着の効果を認める声と、より実戦に即した訓練を望む声に大きく分かれた。

また、操法大会に対しては、能力向上や結束を強める機会として肯定的な意見が多い一方で、実際の活動とかけ離れた部分が評価に含まれる実状について疑問が挙がった。意見を総合的に見るうえで、操法そのものへの否定ではなく実際の消防活動に必須ではない動作を採点されることへの疑義である点に留意する必要がある。（別添えアンケート結果、設問20・21参照）

このことから、団員が訓練成果を実感しつつチームワークを醸成していくため、操法大会における評価項目を見直し、極端な競技化を避けた実施とすることが求められる。

また、消防操法で基本を習得した後、より実戦的で火災現場に即した活動訓練も推進していく必要がある。

第2 多様な人材が力を発揮できる活動環境の向上について

1 通信手段の強化とDXの推進

災害発生時には、勤務地も住居もそれぞれ異なる団員が一斉に相互に連携する必要があるため、通信環境の向上を望む声大きい。

また、スマートフォンが広く普及し生活の幅広い場面で利用されるなか、消防団活動においても個人所有端末を活用できることを望む声が多く挙がった。（別添えアンケート結果、設問14・15・17参照）

このことから、効率的で安定性の高い通信手段の確保とその台数の増強が必要であり、消防団の緊急連絡や事務処理について個人所有の端末を利用できる環境を構築することも有効である。

2 身体的な負担の軽減

消防活動は身体的な負担が大きい。それらのなかでも大半の団員が共通して厳しい負担として挙げているのが、夏の暑熱環境での活動である。

近年、夏場の気温が上昇傾向にある中、熱中症防止に留意した活動を徹底するとともに、水分補給や身体の冷却に配慮した後方支援の確保が

望まれる。

また、筋力を求められる重量の大きい装備・資器材や、持久力を要する長時間にわたる活動など、体力的な面から活動に不安を抱くケースも少なくない。（別添えアンケート結果、設問16参照）

北区内のように台地を有し傾斜が大きい地形での活動はさらに負荷が増大することから、可搬ポンプ積載車の配置や資器材の軽量化・動力化を進めていくことも必要である。

3 女性が安心して活動できる環境の整備

女性の団員への対応として、トイレや更衣室など、施設環境への配慮の必要性が最上位となった。（別添えアンケート結果、設問13参照）

このことから、女性がより活動しやすい環境を整備するため、分団本部等の施設設置時に女性の視点も踏まえた計画とする必要がある。活動内容については性差ではなく個々人の特性に合わせて活躍の場を選択できることが望ましい。

第3 計画的な人材育成について

1 基本的な消防活動能力の習得

「訓練及び教養」の不足を感じている団員は半数近くに及んでおり、訓練及び教養等に望む内容としては「基本的な消防活動」が最も多く、次いで「消防隊との連携要領」、「ポンプの取扱い」、「火災性状や消防戦術の知識」、「無線の取扱い」と続き、消火活動に必要な知識・技術を求める項目が上位を占めた。（別添えアンケート結果、設問11・12参照）

このことから、団員が火災現場で自信を持って活動できるよう、消防活動に係る基本の徹底を主眼にして、訓練及び教養を繰り返す必要がある。

2 活動能力の可視化と目標の明確化

団員個々の活動能力や技能については、約7割が一定程度以上把握できている状況であるが、能力向上の目標が明確であるとの回答は半数を割り込んでいる。（別添えアンケート結果、設問18・19参照）

このことから、団員としての知識・技術を内容ごとに項目化したうえで習得した技術について管理し、目標の明確化と能力向上への意識づけを図る仕組みづくりが必要である。

第4 地域における消防団の認知度の向上について

1 積極的な地域交流

入団を考える契機は「知人等からの紹介」が大半であり、入団を決める際にも「知人・友人が既に所属していたこと」が後押しとなっている。（別添えアンケート結果、設問5・6参照）

消防団という組織がより広く認知され、地域の人達とコミュニケーションを取り合える関係性を築くことが入団に対する垣根を低くすることにつながる。このことから、地域住民との交流イベントや体験入団など

の機会を作り、入団を考える前から地域内における人間関係を構築していくことが必要である。

2 「防災」コミュニティの構築

町会等の行う防災訓練への指導や地域の祭礼等の警戒活動が、消防団の認知度を上げているものと多くの団員が実感している。

一方、北区内では再開発により大規模な共同住宅が次々と建設されるなか、新たな住民は町会未加入世帯となる場合も多く見られ、消防団と接する機会も限られたものとなっている現状もある。（別添えアンケート結果、設問11・23参照）

このことから、消防団という組織と個々の団員が地域住民にとってより身近な存在となるよう、地域の防災訓練等の計画段階から団員が参画していくことが望ましい。

地域の住民同士のつながりが希薄化するなかで、「防災」という住民共通の関心事を起点として地域コミュニティを構築していくことは、防災機関であり地域の一員でもある消防団だからこそ可能な取組である。

第5章 おわりに

本委員会への諮問を受け、人口構成や就業形態の変化、地域社会の状況の大きな変化に対し消防団がどのように適応すべきか検討を重ね、特別区消防団の組織力を向上させるための方策について取りまとめた。

社会情勢の急速な変化に立ち遅れることなく、可能な限り速やかに所要の対策を講じることで、首都直下地震をはじめとした災害に対する地域防災の備えが、より強固なものとなることを強く望むものである。

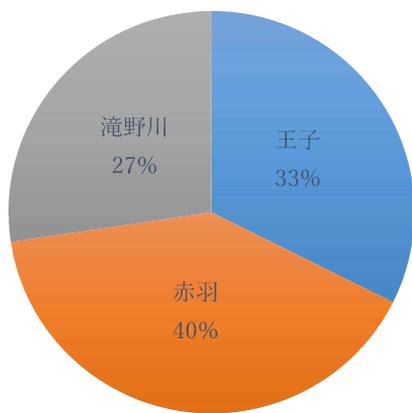
消防団運営委員会アンケート結果

調査方法：WEB 調査

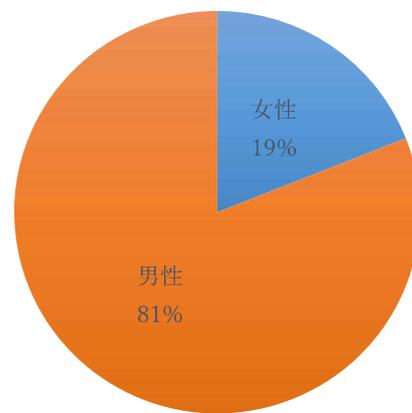
調査期間：令和6年5月9日～令和6年5月24日

有効回答：179件

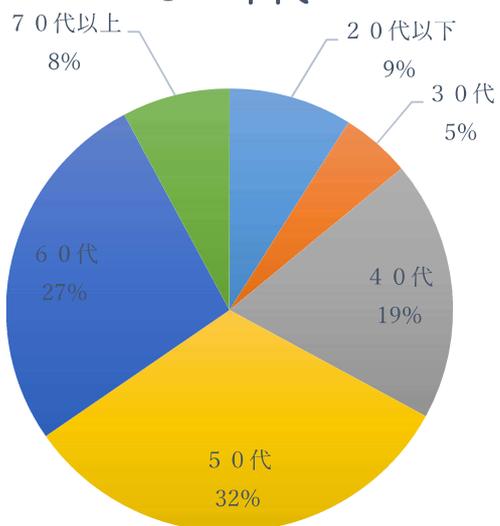
1 所属する消防団



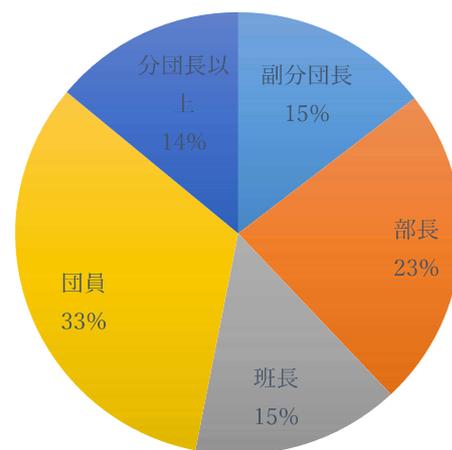
2 性別



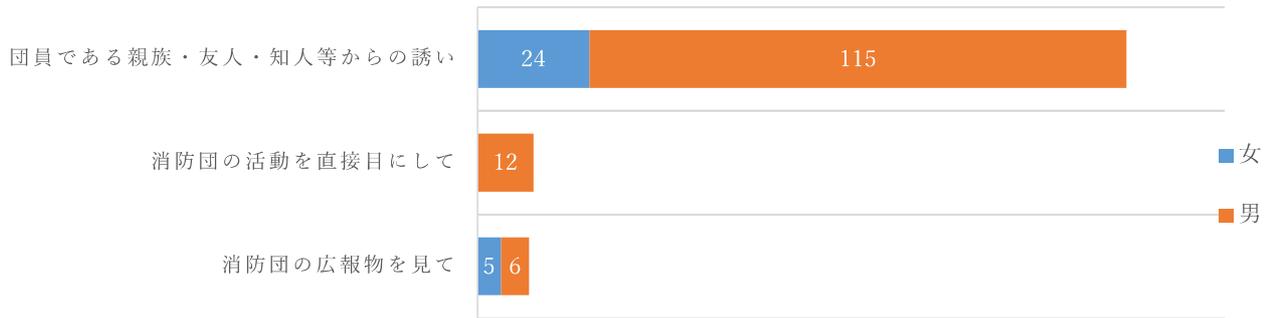
3 年代



4 階級

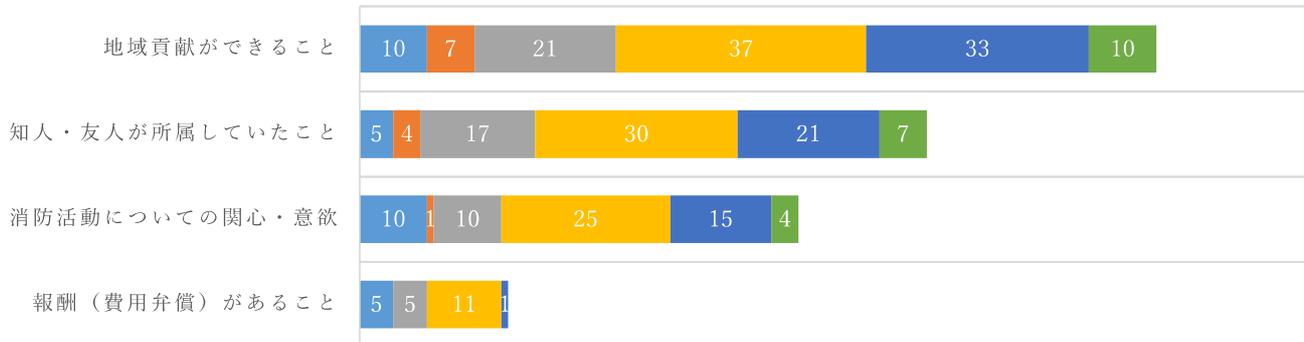


5 入団のきっかけは何ですか？



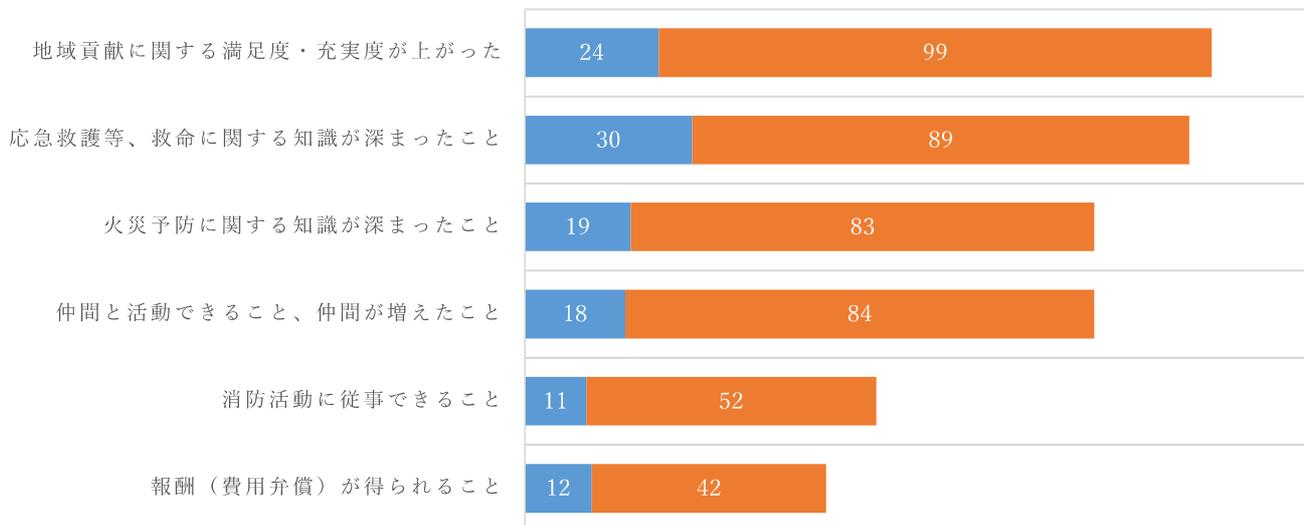
6 消防団に入団を決意する際に、動機や後押しとなったことは何ですか？

■ 20代以下 ■ 30代 ■ 40代 ■ 50代 ■ 60代 ■ 70代以上

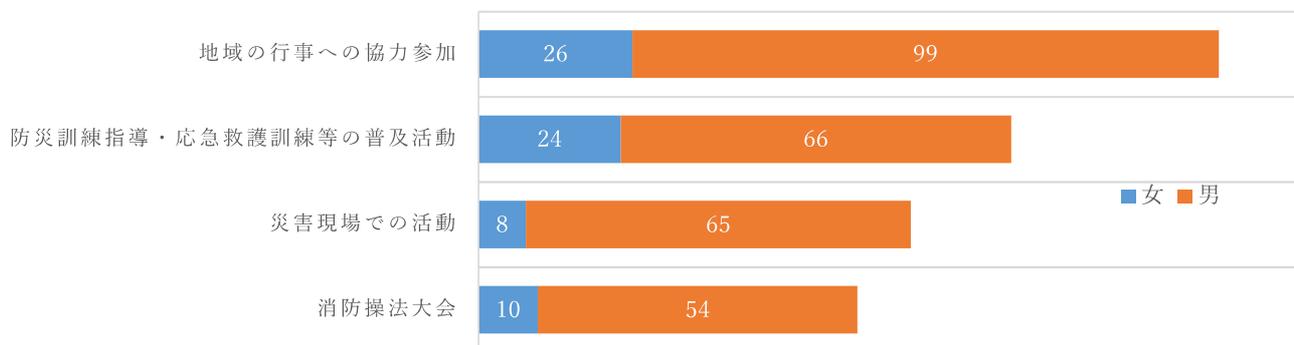


7 消防団員になって良かったと思うことはどれですか？（複数回答可）

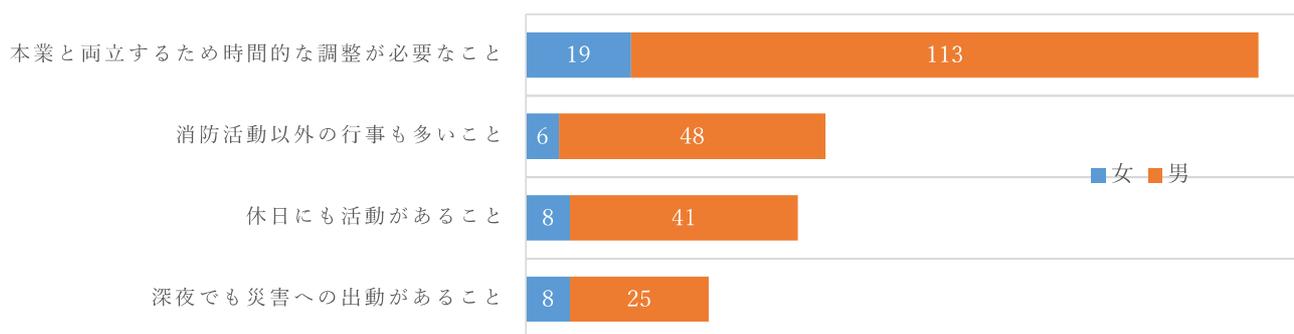
■ 女 ■ 男



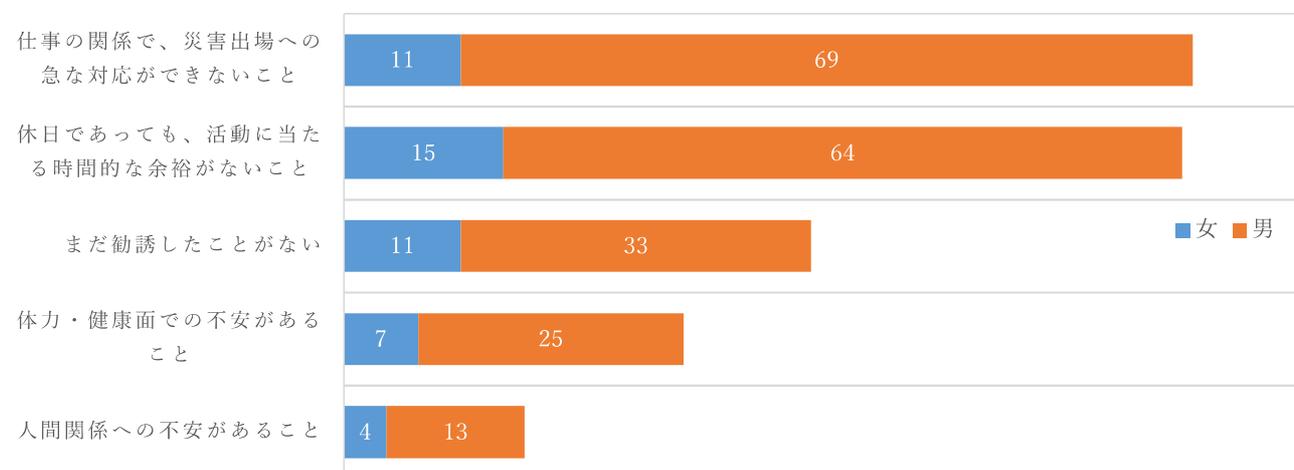
8 消防団の活動においてやりがいを感じることは何ですか？（複数回答可）



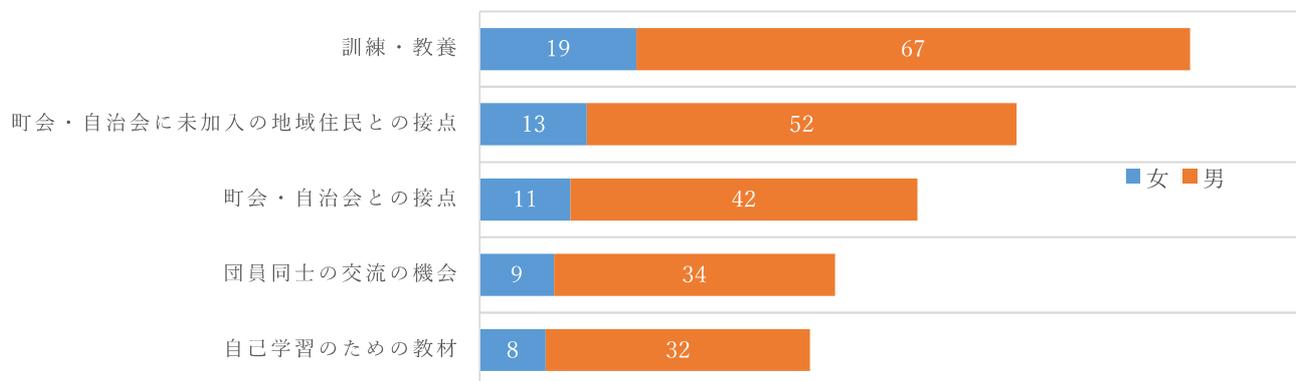
9 消防団員を続けるなかで困難を感じていることはありますか？（複数回答可）



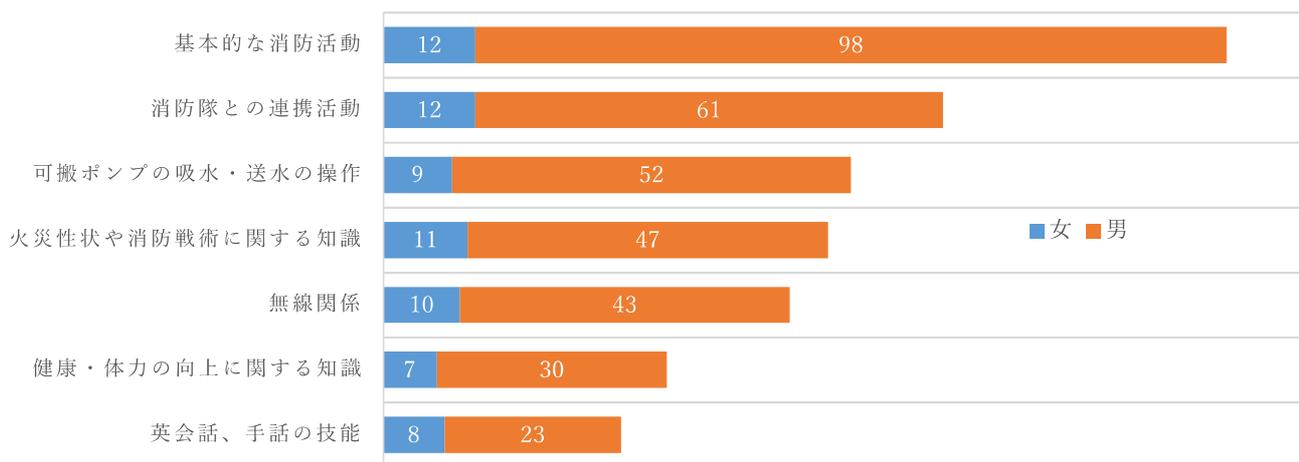
10 入団を勧誘した際に、相手の方の入団できない理由や障害となったことはありますか？（複数回答可）



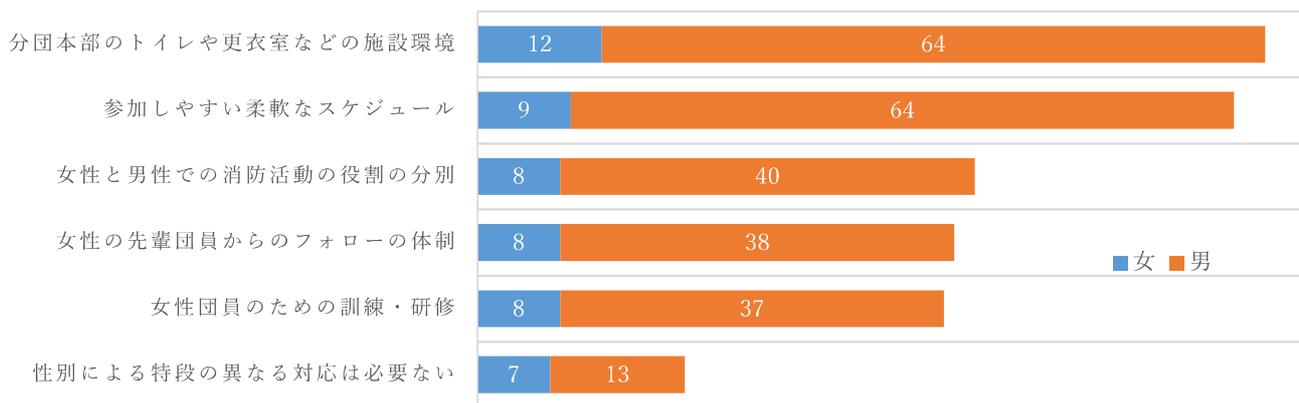
1 1 消防団での活動を通じて、不足していると思うことはありますか？（複数回答可）



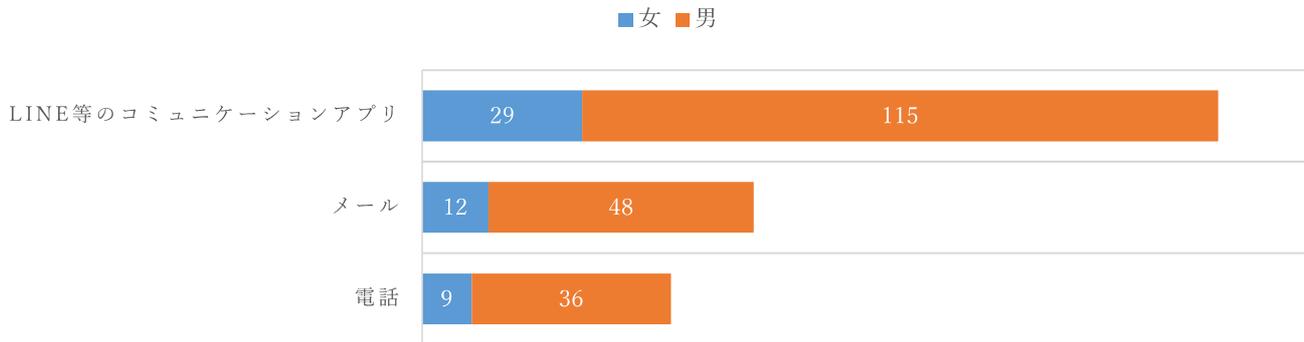
1 2 訓練や研修、教養等でより充実させた方がよいものはありますか？（複数回答可）



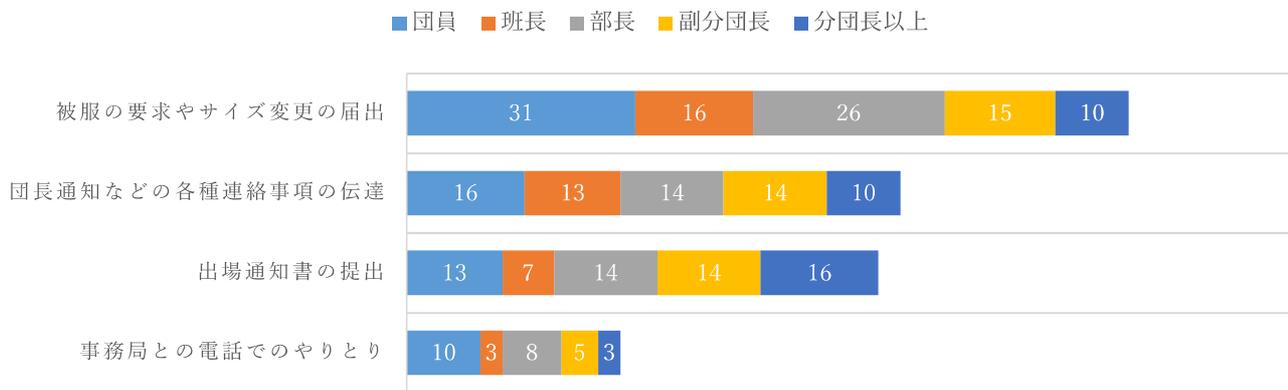
1 3 女性の団員への対応や配慮において必要と感じることはありますか？（複数回答可）



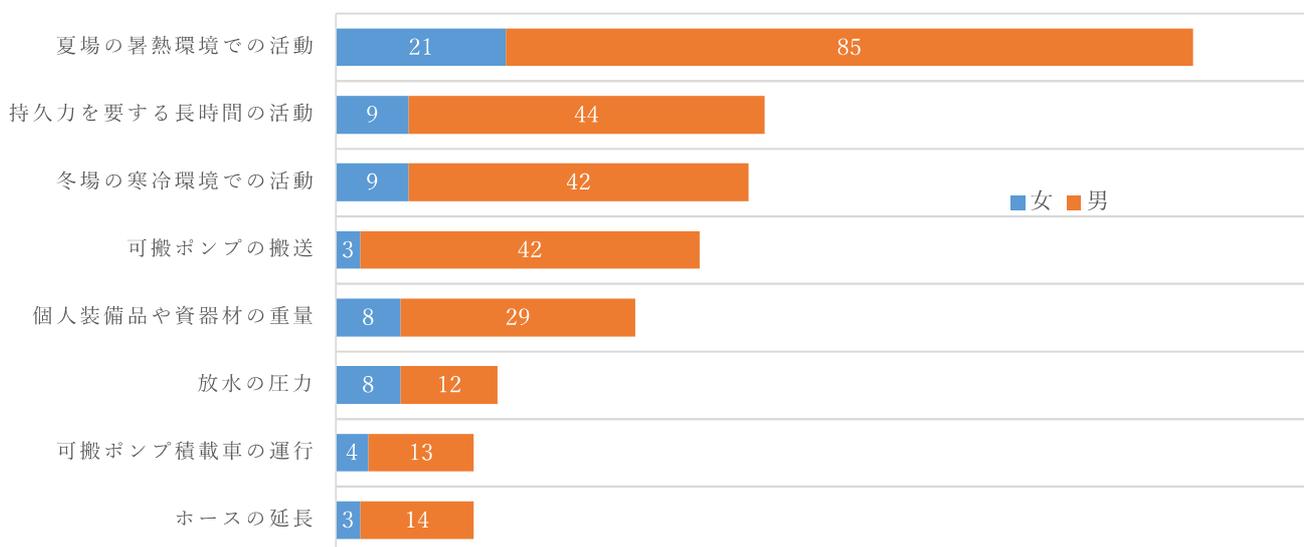
1 4 災害への出場命令の連絡手段として最も良いと思うものは何ですか？（複数回答可）



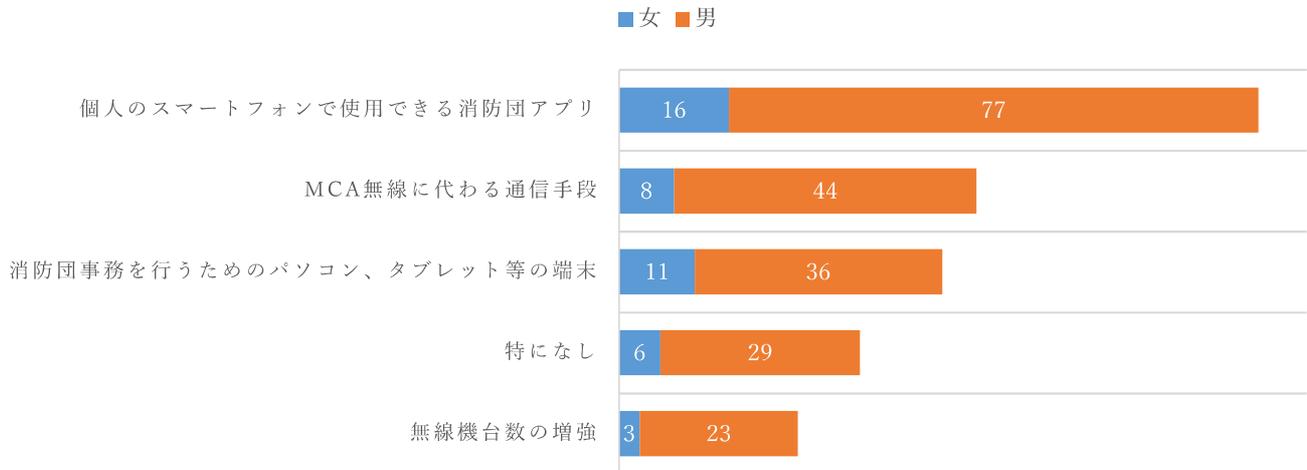
1 5 消防団事務のうち、効率化して欲しいものは何ですか？（複数回答可）



1 6 消防活動を行うなかで、身体的な負担が特に厳しいと感じていることはありますか？（複数回答可）

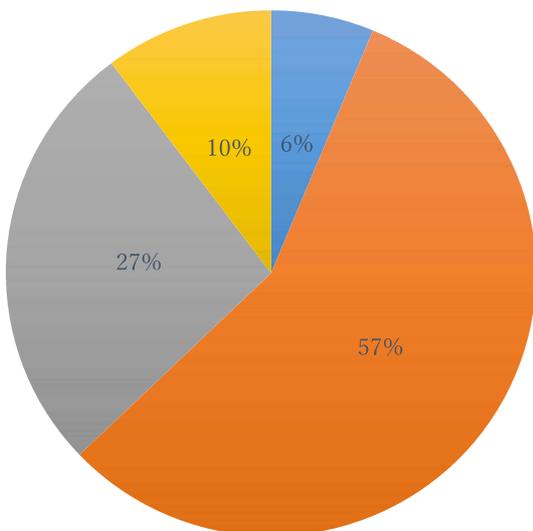


17 消防団の事務等において、導入して欲しいもの はありますか？（複数回答可）



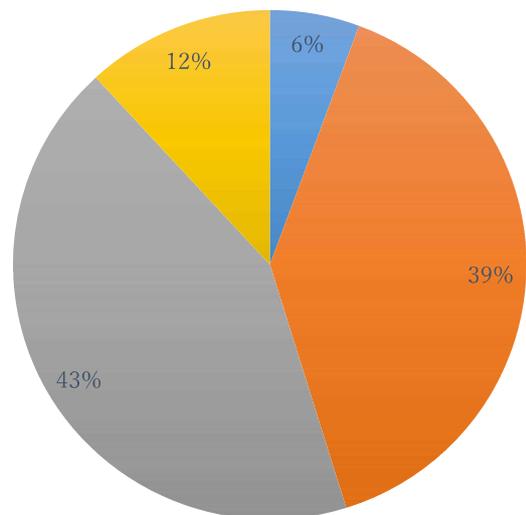
18 各団員の個々の活動能力や技能を把握できていますか？

■把握できている ■ある程度把握できている
■あまり把握できていない ■把握できていない



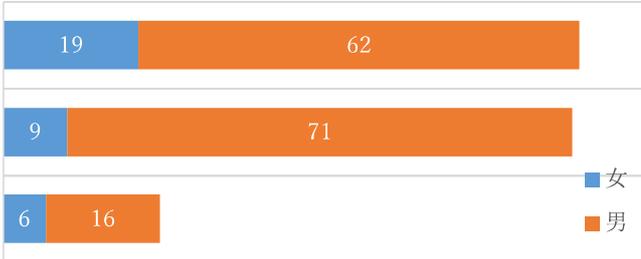
19 各団員の個々の活動能力向上に関して目標は明確になっていますか？

■明確になっている ■ある程度明確である
■どちらかというと不明確である ■不明確である



20 消防操法の訓練についてどのように考えますか？

操法ではなく、実戦に即した訓練を実施した方が有効である



規律と一連の動作が型として身につくため、操法は有効である

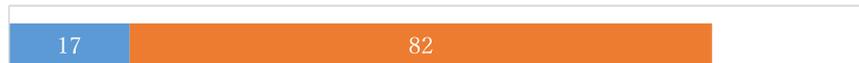


どちらともいえない・わからない



21 操法大会について、実感に近いものを選んでください（複数回答可）

団員同士の結束を強めるよい機会である



実災害に即した活動内容とした方がよい



集中的に訓練を重ねるよい機会である



大会を実施する必要性は低い



訓練回数などの負担を軽くした方がよい



22 災害活動や地域活動において、参加率向上を妨げているものは何ですか？

時間的に余裕がない



日中は管外で仕事をしている



訓練不足で災害活動が不安



土日休日くらいは休みたい



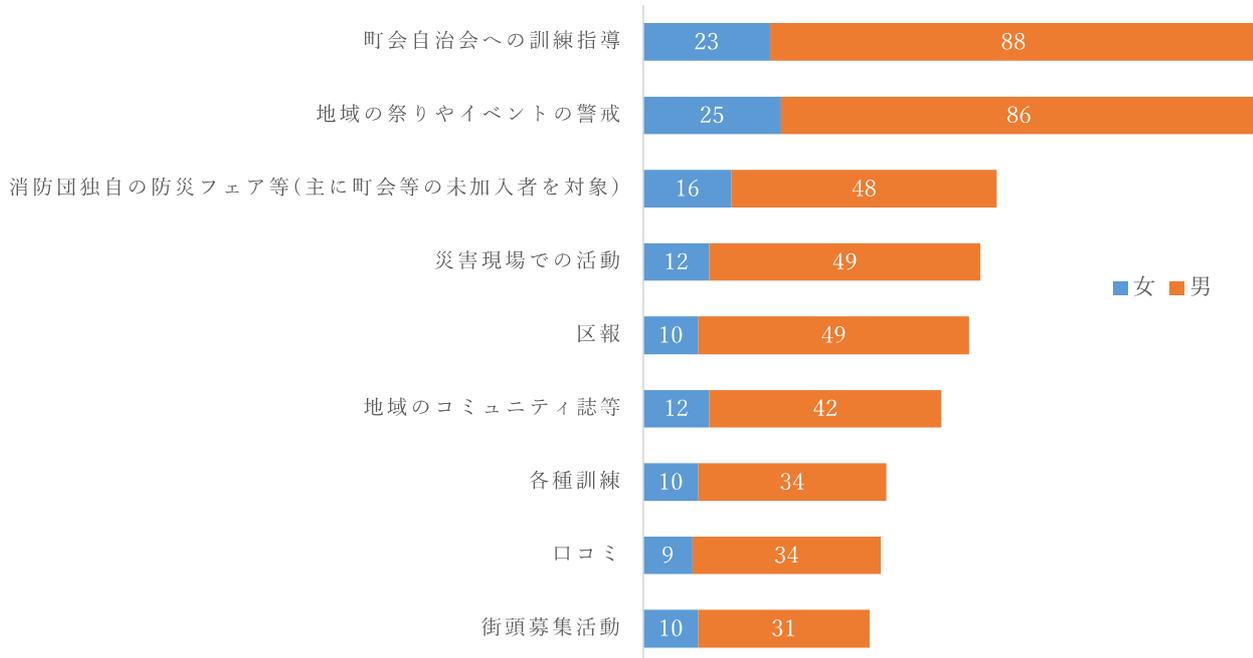
費用弁償額が少ない



コミュニケーション不足で参加しにくい



2 3 地域で消防団の認知度を上げるためには何が有効だと思いますか？（複数回答可）



令和 6 年 5 月 1 3 日

町 会 長 各 位
自 治 会 長

一般財団法人 王子防火防災協会
理 事 長 栗 橋 弘 明

王子消防団と町会・自治会との更なる連携強化について（依頼）

薄暑の候、各町会・自治会の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年 1 月 1 日に発生いたしました「令和 6 年能登半島地震」では、甚大な人的・物的被害がもたらされました。被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられた方々に深く哀悼の意を申し上げる次第であります。

都内においても、30 年以内に 70% の確率で、「首都直下地震」の発生が危惧され、甚大な被害の発生が想定されています。

王子地区も例外ではなく、多数の建物倒壊や火災発生危険区域も存し、町会・自治会の対応も困難を強いられることが予想されます。そこで、被害軽減のため重要となるのが、**各町会・自治会と地元消防団との連携**であります。

消防団は、担当区域ごとの各分団長を中心に、地域に精通する一般住民等により構成された公的組織です。消防団員には、火災での消火活動は勿論のこと、地震・水災等の自然災害の際にも、地域住民ならでは地域に寄り添った活動が期待されることから、**消防団は町会・自治会にとって、これまで以上に連携強化が必要とされる組織**であると考えております。

つきましては、普段の防火防災訓練はもとより、**各町会・自治会の定例会議等の際にも消防団を交え、お互いの意見・情報交換を図り**、有事の際に相互が連携した災害対応を行うため**普段から顔の見える信頼関係**を築いていただけるよう、改めてお願いするものです。

また、令和 6 年 6 月 2 日（日）9 時より、王子消防団消防操法大会が（株）日刊スポーツ P R E S S 王子工場（堀船四丁目 2 番 3 号）敷地をお借りして開催されます。王子消防団の雄姿をご覧になっていただくとともに、団員の士気高揚のためにも、是非、皆様に足をお運びくださいますようお願い申し上げます。

（一財）王子防火防災協会事務局
電話 090-4608-8846